

母性保護 子どもたちの笑顔 あふれ出す

ありがとね
今日はお休み
とろうかな

ママ、だにじょうぶ？



困ったときは、労働組合へご相談を

労働基準法で守られています (第66条:6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金)
妊産婦の労働制限:妊産婦(妊娠と判明した時から産後1年まで)が請求した場合、使用者は1日8時間週40時間を超えた労働、時間外・休日労働、深夜業をさせてはなりません。

6~7月は母性保護月間

〒110-0013 東京都台東区入谷1-9-5日本医療労働会館6階
TEL:03-3874-3591 MAIL: info@zenkouro.org

全厚労女性委員会

